

平成20年8月27日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代 表 者 名 代表取締役CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成18年9月26日開催の当社第11回定時株主総会において、特定株式保有者等（注1）が議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する方針（以下「本方針」といいます。）の導入をご承認いただいておりますが、平成20年9月26日開催予定の当社第13回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結時をもってその有効期限が満了いたします。

当社は、かねてより本方針について更なる検討を進めてまいりましたが、本日開催された当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本方針を継続することを決定いたしました。

本方針の継続にあたっては、①当社取締役会として、ご参考資料「本方針の内容」の「1.当社グループの企業価値向上への取組み」に記載いたしました当社の新中期3ヵ年経営計画（平成21年6月期から平成23年6月期を対象とします。以下同じとします。）を実現することが、当社グループの企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を図るためにも重要であると考えておりますことから、中期3ヵ年経営計画の達成状況を基に継続の可否を判断していただくため、当社第11回定時株主総会でご承認いただいた本方針の有効期限は、当時の中期3ヵ年経営計画（平成18年6月期から平成20年6月期を対象とします。）の残存期間とあわせ、本定時株主総会終結時としておりましたが、継続後の本方針の有効期限を新中期3ヵ年経営計画の期間とあわせ、その最終事業年度に関する定時株主総会である平成23年開催の当社定時株主総会終結時まで延長するとともに、②金融商品取引法の施行を踏まえた修正、その他所要の修正を行いましたが、本方針の基本的な内容はこれまでと同一であります。本方針の内容につきましてはご参考資料「本方針の内容」をご参照ください。なお、本日開催の当社取締役会において、社外監査役を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の運用が適切に行われることを条件に、本方針を継続することに賛同する旨の意見を述べております。

以 上

本方針の内容

1. 当社グループの企業価値向上への取組み

当社は、「異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスに結びつけ、コンテキスト（文脈）を形作ることで、新しいビジネスを創造することを通じ、社会の発展に貢献する」ということを企業理念として掲げております。

また、これらのビジネスを通して株主、従業員、債権者、取引先、顧客、地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の皆様の共同の利益を確保することが、当社の重要な役割であると考えております。

このような認識の下、これまで当社は、当社グループを、連邦制的な形態で経営することを、その経営理念として掲げ、平成 17 年 7 月より、「異なる企業体が独立して動くと同時に、全体としても協調・共振する企業グループの形成」を長期的な当社グループの全体戦略とすることを前提とした、中期 3 カ年経営計画（平成 18 年 6 月期から平成 20 年 6 月期を対象とします。）を策定いたしました。併せて、当社自体は、平成 18 年 1 月に純粋持ち株会社に移行し、グループ戦略策定機能に特化し、各事業会社の経営責任と権限を明確化するとともに、「グループ」という視点での目標を設定し、専門性・創造性・客観性を追及してまいりました。

結果、様々な取り組みが進展し、サービスを開始いたしました。具体的には①既に購買検討者にとってのインフラとなりつつある「価格.com」は成長を加速化しつつ購買以外のジャンルにも展開を図り各々ユーザーの支持を得つつあります。また、旅行のコミュニティポータルサイト「フォートラベル (4travel.jp)」／食のコミュニティサイト「食べログ (tabelog.jp)」更に CGM（コンシューマー・ジェネレイテッド・メディア＝消費者作成メディア）の進展に伴い、ブログ検索ポータルサイト「テクノラティジャパン」／CGM 向けマーケティング会社「CGM マーケティング」等により、次世代のサービスについても啓蒙フェーズから本格的なビジネスフェーズに移行しております。②これまでのセールスプロモーション／IT ソリューション／WEB マーケティングを行ってきた企業群に加え 07 年 4 月に総合広告代理店株式会社創芸を完全子会社とし、4 マス含めた総合的ソリューションが提供可能な企業群へと変革いたしました。③コンビニエンスストアを中心とした E コマース等の決済・物流事業会社株式会社イーコンテキストにおいても、順調に決済手段／ロケーションの拡張が行われビジネスの拡大が実現しております。④投資に関しては、当社の創業メンバーである伊藤穰一をコアとする研究開発拠点としての「Joi Ito's Lab」経由の海外シーズへの投資が進展し、一部刈り取りも行われました。⑤加えて当社が戦略を策定しグループ各社が連動したサービスとして、「価格.com」と株式会社創芸の共同事業「マンション DB」（新築マンションポータル）が実現し、既に事業化がなされております。

更に、平成 20 年 8 月には、市場環境の変化にスピーディに対応するために、新中期 3 カ年経営計画を策定し、グループ連邦経営もバージョンアップ致しました。具体的には、多様化するユーザーズやクライアントニーズに応えるために、「ハイブリッドソリューション」をコンセプトにグループの事業者向けソリューション会社を集約し、当社を純粋持ち株会社から事業持ち株会社に移行することを決定いたしました。これにより単体会社として各社が取り組んできたサービスが形態を変えつつより市場に大きく展開することを目指します。

このように、当社グループは、グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来的なグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の向上を目指しております。

2. 本方針導入の目的

本方針は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保することを目的として導入するものであります。

当社は、当社株式の売買は市場に委ねるべきものと考えており、当社株式の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式の買付け要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、昨今、わが国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量の買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま行われる事例が少なくありません。当社といたしましては、こうした事態の拡大は、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間および情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

また、前述の継続性を維持した企業価値向上の目的を達成するためには、当社グループの各事業会社の当社グループにおける位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、前述のような当社および当社グループの特性を踏まえた上での十分な情報と時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値を向上させ、株主の皆様のご利益を確保することにとって不可欠であると考えております。

なお、平成20年6月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであり、当社の把握する限り、当社の役員およびその関係者によって当社の発行済株式総数の約37.4%が保有されておりますが、当社の株主の分布状況は広範囲にわたっております。また、当社は上場会社であることから、当社の役員およびその関係者の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、各々の事情に基づき、今後、当社株式について譲渡その他の処分が行われる可能性も否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の役員およびその関係者の保有比率が低下し、株式の流動性がさらに増大する可能性も否定できません。その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益に反する当社株券等の大量買付行為がなされる可能性が存することになります。

当社は、現時点において当社株券等が大量買付者により大量買付行為の対象とされているとの認識はございませんが、今後、企業価値を損ねる可能性があると思われる大量買付行為が行われた場合に、①大量買付者による大量買付行為の目的が株主の皆様のご利益を損なう恐れのあるものであるか否か、②大量買付者の大量買付行為が株主の皆様にご利益に当社株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することにより、当社の企業価値が

不用意に毀損され、株主の皆様にとって予想外の不利益が生じることを未然に防止するため、本方針を導入しようとするものであります。

3. 大量買付行為への対応の枠組 — 大量買付ルール

当社が提示する大量買付のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）は、大量買付者は、①事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始する、というものです。具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為を行おうとする場合に、事前に当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書（注4）をご提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先および企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、当社取締役会は、大量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに必要な情報の開示を行います。

(2) 特別委員会

当社は、大量買付ルールの運用の適正性を確保するために、また当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を守るべく一定の方策を採る場合における、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。本方針継続時における特別委員会の委員には、小見山満氏、高中正彦氏、武邑光裕氏が、それぞれ就任する予定となっております（各委員候補者の氏名および略歴については別紙2の「特別委員会委員の紹介」をご参照ください。）。

特別委員会は、以下の(3)に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断および以下の4.に記載する対抗措置の発動の是非について、別紙3「特別委員会に関するガイドラインの概要」に従って当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の4.に定める対抗措置の取扱いを最終的に決定いたします。

(3) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様のご適切な判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、前述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者にご提出いただく大量買付情報のリストを交付いたします。当該リストの項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大量買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策および事業計画
- ⑤ その他当社取締役会が必要と考える情報

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実および大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様の大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがある場合は、その全部または一部を公表いたします。

(4) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成および代替案の立案等を行います。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了した後、以下に示すような時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が必要であると考えており、大量買付行為はこの評価期間終了後にのみ実施されるものとしします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等の買付の場合は 60 日間
- ② その他の買付の場合は 90 日間

4. 対抗措置の取扱い

(1) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、株主の皆様の共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。

従って、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の①ないし⑤に掲げたような、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合は、対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙4記載のとおりとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者または特定株式保有者等に移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者または特定株式保有者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利

に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様にも事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

(2) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護を目的とし、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙4記載のとおりとします。

5. 株主・投資家の皆様にご与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様にご与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、前述の4.において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての株主の皆様にかかわる手続きについては、次のとおりです。

① 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

② 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きを取れば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使

価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載または記録された株主の皆様へ割当てを行うこととなりますので、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

(3) 本方針の合理性を高める仕組みについて

本方針の継続に関しては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、以下 6. に記載のとおり、新中期経営計画が終了する平成 23 年に開催いたします当社の定時株主総会までとすることにより、約 3 年後に本方針を再度検討する機会を設けております。このように、本方針の継続、更新および継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものとしたしております。さらに、当社取締役会が本方針を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期限の満了前であっても、その時点で本方針は廃止されるものとされております。

また、対抗措置の発動に関しても、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権の取得が、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様の共同の利益を損なう可能性があるか否か客観的な基準に従って検討することとしております。

従って、当社は、本方針について、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させる取り組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も会社法その他買収防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等の動向を踏まえて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために、買収防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力してまいります。また、金融商品取引法の改正その他法令の改正による法律名および必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行いうるものとします。

6. 本方針の有効期限

本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られ、本方針が継続された場合、その有効期限は、新中期 3 ヶ年経営計画の達成状況を基に、株主の皆様へ本方針の継続の可否を判断していただくため、新中期 3 ヶ年経営計画の最終事業年度に関する定時株主総会である平成 23 年開催の当社定時株主総会の終結時までといたします。なお、本方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本方針は、その時点から将来に向かって廃止されるものといたします。

注 1：特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同所有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じとします。）

- または、
- (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合

- (i) 特定株式保有者等が、注 1 の (i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

- (ii) 特定株主保有者等が、注 1 の (ii) 記載の場合は、当該大量買付者およびその特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等

金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

注 4：意向表明書

株主の皆様に対して適切な情報の開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同趣旨の観点から日本語の意向表明書を正本として取り扱います。

平成20年6月30日現在の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
林 郁	東京都渋谷区	44,488	27.92
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー 505104 (常任 代理人 (株)みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務 室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区日本橋兜町6 番7号)	11,156	7.00
T I S (株)	東京都港区海岸一丁目14番5 号 T I S 竹芝ビル	8,800	5.52
日本マスタートラスト信託銀 行(株) (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	8,225	5.16
ビービーエイチ ルクス フ ィデリティ ファンズ パシ フィック ファンド (常任代 理人 (株)三菱東京UFJ銀 行決済事業部)	KANSALLIS HOUSE, PLACE DE L' ETOILE, L-1021 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号)	7,900	4.96
(有)ケイ・ガレージ	東京都渋谷区大山町18番7号	5,360	3.36
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任 代理人 (株)みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務 室)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U. S. A (東京都中央区日本橋兜町6 番7号)	5,259	3.30
六彌太 恭行	東京都杉並区	5,149	3.23
日本トラスティ・サービス信 託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	3,800	2.38
マン・アンド・マシーン・イ ンターフェイス(株)	東京都港区東麻布三丁目6番 5-406号	3,250	2.04
計	—	103,387	64.88

※ 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株) 5,229株

日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 1,699株

特別委員会委員の紹介

小見山 満 (こみやま みつる)

略歴：昭和52年4月 ピート・マーウィック会計事務所（東京）入所
昭和55年3月 公認会計士登録
昭和55年9月 税理士登録
昭和56年8月 ピート・マーウィック会計事務所（LA）入所
昭和58年7月 米国公認会計士登録
昭和59年11月 小見山公認会計士事務所開設
平成6年6月 東京税理士会 国際業務相談室相談員（現任）
平成13年7月 日本公認会計士協会 常務理事（現任）
平成19年4月 慶應義塾大学大学院 特別招聘教授（現任）

高中 正彦 (たかなか まさひこ)

略歴：昭和54年4月 弁護士名簿登録・東京弁護士会入会
平成3年4月 日本弁護士連合会調査室室長
平成12年4月 東京弁護士会副会長
平成12年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成13年4月 東京地方裁判所調停委員（現任）
平成14年2月 日弁連・弁護士制度改革推進本部事務局長（現任）
平成17年2月 日弁連・業際・非弁問題等対策本部事務局長（現任）
平成17年6月 荏原ユーザライト㈱監査役（現任）
平成19年4月 東海大学法科大学院非常勤講師（現任）
平成19年6月 東京都弁護士協同組合副理事長（現任）
平成20年5月 法務省日弁連・外国弁護士制度研究会委員（現任）

武邑 光裕 (たけむら みつひろ)

略歴：昭和61年4月 日本大学芸術学部専任講師
平成7年2月 京都造形芸術大学情報デザイン科助教授
平成7年4月 京都造形芸術大学図書館長
平成8年4月 京都造形芸術大学メディア美学研究センター所長
平成11年4月 東京大学大学院新領域創世科学研究科
環境学専攻人間環境学メディア環境学分野助教授
平成14年4月 財団法人デジタル・コンテンツ協会 評議員（現任）
平成15年4月 財団法人地域文化デジタル化推進協議会 副会長（現任）
平成17年4月 放送大学大学院文化情報科学群講師（現任）
平成18年4月 札幌市立大学デザイン学部教授 兼 附属図書館長（現任）

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、大量買付者が現れた場合において、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非（以下「対抗措置発動の是非」という。）について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりであります。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その決議に基づいて、当社の社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士および学識経験者等の中から特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断および対抗措置発動の是非について、当社取締役会に勧告等を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告等を最大限尊重の上、取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置発動の是非について勧告等を行うに際し、①大量買付者の目的等が株主の皆様様の共同の利益を損なうものであるか否か、②大量買付者の買付けが株主の皆様様に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④大量買付者が株主の皆様様に提示したよりも有利な条件を株主の皆様にもたらすために、当社が大量買付者との間で交渉を行うことが必要となるか否か、⑤当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑥発動しようとする対抗措置が買収防衛策として相当なものか否か等を基準として判断をするものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会に対して、①大量買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。）、②大量買付行為の目的、方法および内容、③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け、④大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策および事業計画、⑤その他当社取締役会が必要と考える情報の開示・提供を求めることを要請することができる。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、対抗措置発動の是非を検討するに際し、弁護士、税理士、公認会計士および学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主および株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所用の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できないものが有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者およびその特定株式保有者等ならびに大量買付者およびその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。